
令和8年 3 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第6日)

令和8年3月27日(金曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 議案第19号 令和8年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算

日程第2 議案第20号 令和8年度宇美町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第21号 令和8年度宇美町上水道事業会計予算

日程第4 議案第22号 令和8年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算

日程第5 議案第23号 令和8年度宇美町一般会計予算

追加日程第一 議案第24号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について
(令和5～7年度町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事)

追加日程第二 議案第25号 業務委託契約の締結について
(宇美町立小・中学校3校校舎照明設備LED化事業)

追加日程第三 発議第1号 米国とイスラエルによるイラン攻撃に関する意見書の提出について

追加日程第四 閉会中の継続審査又は調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第19号 令和8年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算

日程第2 議案第20号 令和8年度宇美町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第21号 令和8年度宇美町上水道事業会計予算

日程第4 議案第22号 令和8年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算

日程第5 議案第23号 令和8年度宇美町一般会計予算

追加日程第一 議案第24号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について
(令和5～7年度町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事)

追加日程第二 議案第25号 業務委託契約の締結について
(宇美町立小・中学校3校校舎照明設備LED化事業)

追加日程第三 発議第1号 米国とイスラエルによるイラン攻撃に関する意見書の提出について

追加日程第四 閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（１２名）

１番 小林 孝昭	２番 安川 禎幸
３番 丸山 康夫	４番 平野 龍彦
５番 安川 繁典	６番 藤木 泰
７番 飛賀 貴夫	８番 鳴海 圭矢
９番 古賀ひろ子	１０番 白水 英至
１１番 高橋 紳章	１２番 黒川 悟

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 松田 好弘

書記 園 麻友

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安川 茂伸	副町長 ……………	原田 和幸
副町長 ……………	一木 孝敏	教育長 ……………	折居 邦成
総務課長 ……………	八島 勝行	地域コミュニティ課長 ……	藤木 義和
シティプロモーション課長 ……	竹下 健一	企画財政課長 ……………	工藤 正人
税務課長 ……………	田口 嘉輝	会計課長 ……………	大神 隆史
住民課長 ……………	野田 幸二	健康課長 ……………	水野 治也
福祉課長 ……………	工藤 寿子	環境課長 ……………	石川 和男
管財課長 ……………	矢野 量久	都市整備課長 ……………	添田 勝春
上下水道課長 ……………	前田 友博	学校教育課長 ……………	川畑 廣典
社会教育課長 ……………	太田 一男	こどもみらい課長 ……	入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第６号を表示しておりますので、御確認ください。また、当初予算審査特別委員会委員長より提出された報告書を追加していますので、御確認ください。

○議長（黒川 悟）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

お諮りします。本日まで、町長から議案第24号と議案第25号が、議員から発議第1号、また常任委員長から閉会中の継続審査又は調査について提出されました。これを日程に追加し、追加日程第一から追加日程第四として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

議案第24号、議案第25号、発議第1号、閉会中の継続審査又は調査についてを日程に追加し、追加日程第一から追加日程第四として議題とすることに決定しました。

なお、本日の議事日程に上げています。

日程第1. 議案第19号

日程第2. 議案第20号

日程第3. 議案第21号

日程第4. 議案第22号

日程第5. 議案第23号

○議長（黒川 悟）

日程第1、議案第19号 令和8年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算から、日程第5、議案第23号 令和8年度宇美町一般会計予算までを一括議題とします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について、委員長の報告を求めます。古賀当初予算審査特別委員会委員長。

○当初予算審査特別委員会委員長（古賀ひろ子）

当初予算審査特別委員会審査報告書を提出します。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和8年3月27日、宇美町議会議長黒川悟殿。当初予算審査特別委員会委員長古賀ひろ子。記。委員会開催日、令和8年3月19日、23日。

事件の名称、議案第19号 令和8年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ7億7,805万8,000円とされており、前年度と比較すると1億39万2,000円の増額となっています。増額となった主な要因は、被保険者数の増加や保険料の改定に伴う保険料収入額の増加によるもので、保険料率については、高齢者の医療

の確保に関する法律により2年ごとの改定が義務づけられていることに加え、令和8年度は子ども・子育て支援金制度の創設などもあり、1人当たりの保険料負担額が増加する見込みとなっています。

歳出については、1款総務費は、人件費を中心とした総務管理費と保険料徴収に係る徴収費が計上されています。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、宇美町で徴収する保険料などの納付金であり、3款諸支出金は保険料還付金、4款は予備費です。

歳入については、1款後期高齢者医療保険料は特別徴収保険料と普通徴収保険料、2款使用料及び手数料は督促手数料です。3款繰入金は一般会計繰入金、4款繰越金は前年度繰越金、5款諸収入は延滞金と雑入です。

審査では、75歳以上の被保険者数とその推移、保険料改定の影響、後期高齢者医療広域連合納付金の財源内訳、マイナンバー保険証の普及率と町内医療機関における顔認証付きカードリーダーの設置状況、医療費適正化の取組の成果などについて質疑がありました。採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第20号 令和8年度宇美町国民健康保険特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ37億8,800万円とされており、前年度と比較すると2,724万6,000円の減額となっています。減額となった主な要因は、被保険者の後期高齢者医療保険制度への移行や被用者保険の適用拡大等に伴い、被保険者数が減少していることによるものです。また、保険税率の改定による歳入の保険税減額分は、基金の取崩しにより補填されます。

歳出については、1款総務費は、人件費などの一般管理費や医療費適正化、収納率向上の3つの事業に係る経費や国民健康保険団体連合会への負担金からなる総務管理費と保険料徴収に係る徴収費、国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営協議会費が計上されています。2款保険給付費は医療給付に係る費用で、療養給付費や高額療養費、出産育児一時金などであり、3款国民健康保険事業費納付金は、県に納付する医療給付費分や後期高齢者支援金等分、介護納付金分、令和8年度からの子ども・子育て支援納付金分です。6款保健事業費は、生活習慣病発症予防及び重症化予防のための費用などの保険事業費、医療費適正化推進事業費及び特定健康診査等事業費です。8款公債費は、一時借入金に係る利子。9款諸支出金は、保険税の還付金及び還付加算金。11款は予備費です。

歳入については、1款国民健康保険税は保険税の現年課税分と滞納繰越分で、現年課税分に子ども・子育て支援納付金分が新設されています。2款使用料及び手数料は督促手数料。4款県支出金は保険給付費等交付金。5款繰入金は、保険基盤安定繰入金などの一般会計繰入金が主なものです。6款繰越金は前年度繰越金で、7款諸収入は延滞金が主なものです。

審査では、服薬適正化業務委託による医療費削減効果の見込み、マイナンバー保険証の所持者と実際の利用者数との開きの要因、令和7年度末の基金残高、今後の保険料改定スケジュール、滞納が原因で病院にかかれないケースはあるかなどの質疑がありました。採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第21号 令和8年度宇美町上水道事業会計予算。

給水戸数1万5,097戸、年間配水量355万6,000立方メートルなどを業務の予定量として予算編成されており、令和8年度における純利益の見込みは241万円余、年度末資金残高は4億4,536万円余となっています。

収益的収入については、1款水道事業収益で、水道使用料などの営業収益、他会計負担金などの営業外収益です。令和8年度は、給水戸数の増加に伴う年間配水量の増加により、前年度と比較すると営業収益が1,009万4,000円増額となることが見込まれています。

収益的支出については、1款水道事業費用で、営業費用は浄水場勤務職員や会計年度任用職員の人件費、浄水場施設の草刈り等の維持管理や滅菌施設の点検業務や一本松公園内の岩盤地下水、河原のしずくの自動給水装置の保守点検及び水質検査などの委託料、浄水施設及び取水施設の機能確保の維持のための工事請負費、福岡地区水道企業団からの受水費などの配水及び給水費、人件費及び徴収に係る費用などの総係費、減価償却費が主なものです。また、営業外費用は企業債5口分の支払利息、消費税及び地方消費税の納付見込額が主なものです。

資本的収入については、企業債及び国庫補助金です。なお、昨年度まで計上されていた工事負担金については、貴船五丁目の給水開始に伴う工事負担金が、令和8年2月に完納となったこと。また、下水道築造工事に伴う配水管布設替工事負担金が令和8年度には発生しないことから、令和8年度当初予算では計上されていません。

資本的支出については、5口分の企業債償還金、配水設備や浄水器取替に係る工事費などの改良費及び予備費です。

審査では、筑後川水系のダムの貯水率の推移、節水の呼びかけの効果、現在の福岡地区水道企業団からの受水状況と受水費用、一本松公園内の岩盤地下水、河原のしずくの販売目標と利用促進策、ひばりが丘団地の配水管布設替工事の完了時期とその他の大型団地を含めた今後の見通しなどについて質疑がありました。採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第22号 令和8年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算。

処理戸数1万4,048戸、年間総処理水量267万9,000立方メートルなど、業務の予定量として予算編成されており、令和8年度における純利益は9,045万円余、年度末資金残高は1億5,173万円余の見込みとなっています。

収益的収入については、1款下水道事業収益で、下水道使用料、他会計負担金などの営業収益、

長期前受金戻入などの営業外収益です。

収益的支出については、１款下水道事業費用で、流域下水道維持管理負担金、減価償却費などの営業費用、企業債９９口分の支払利息などの営業外費用及び予備費です。資本的収入については、企業債、一般会計繰入金の他会計負担金、社会資本整備総合交付金などの補助金、下水道事業受益者負担金などの負担金です。

資本的支出については、工事請負費などの下水道事業費及び流域下水道建設負担金の建設改良費、８６口分の企業債償還金及び予備費です。

審査では、水洗化した世帯数、合併浄化槽の件数及びくみ取りの件数、公共用水域の水質保全への対応、国庫補助事業の対象経費、福岡刑務所の下水道接続の進捗状況などについて質疑がありました。採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

事件の名称、議案第２３号 令和８年度宇美町一般会計予算。

歳出予算の総額は、それぞれ１６７億４,７１４万６,０００円で、前年度当初予算と比較すると１６億１,９３０万８,０００円の増額となっており、前年度を上回る過去最大規模の当初予算となっています。当初予算の編成に当たっては、長引く物価高騰への支援策としての商工業者等の支援を行うためのプレミアム付き地域商品券発行事業費や学校給食などの子育て世帯への負担軽減を図るための経費のほか、厳しい財政状況にあっても選択と集中により、第７次宇美町総合計画の柱となる６つの基本目標に即した施策を推進していくための経費を計上されています。

歳出については、１款議会費は議会運営経費、２款総務費はふるさと宇美町応援寄附事業費、ふるさと応援基金費、情報システム共同化事業費などが主なものです。３款民生費は、特定教育・保育施設運営経費、児童手当関係経費、障害者自立支援給付事業費、４款衛生費はごみ処理事業費、予防接種事業費、５款労働費は、働く婦人の家運営経費が主なものです。６款農林水産業費は、農業基盤保全事業費。７款商工費は、商工業活性化事業費。８款土木費は、流域関連公共下水道事業会計繰出金、宇美町スマートインターチェンジ設置検討調査業務委託料を含む道路橋りょう維持管理費、９款消防費は、粕屋南部消防組合管理費、消防団活動支援事業費などが主なものです。１０款教育費は、小・中学校体育館空調設備設置事業を含む小・中学校の施設整備費、図書館をはじめとした社会教育施設の管理費、物価高騰対策としての給食費負担軽減給付費を含む学校給食管理費、学校教育推進事業費などが主なもので、１１款は災害復旧費、１２款は公債費、１４款は予備費です。

歳入については、１款町税、２款地方譲与税、３款利子割交付金、４款配当割交付金、５款株式等譲渡所得割交付金、６款法人事業税交付金、７款地方消費税交付金、８款自動車税環境性能割交付金、９款地方特例交付金、１０款地方交付税、１１款交通安全対策特別交付金となっています。１２款分担金及び負担金は、保育園費負担金などの民生費負担金、１３款使用料及び手数料

料は土木使用料及び衛生手数料が主なものです。１４款国庫支出金は、児童手当給付費負担金などの民生費国庫負担金、１５款県支出金は、障害者福祉費負担金などの民生費県負担金が主なものです。１６款財産収入は、不動産売払収入、財産貸付収入、１７款寄附金は、ふるさと宇美町応援寄附金、企業版ふるさと応援寄附金などが主なものです。１８款繰入金は財政調整基金繰入金などで、１９款は繰越金、２０款は諸収入、２１款は町債です。

審査では、質疑多数のため、本委員会の記録を参考とすることで内容の記述は省略します。採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（黒川 悟）

報告が終わりました。古賀委員長、議席にお戻りください。

念のために申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、議案第１９号 令和８年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。８番、鳴海議員。

○議員（８番 鳴海圭矢）

私は、後期高齢者医療特別会計の予算案に対して、反対の立場から討論をいたします。

これは個人の負担が増えるという見込みが示されておりますけれども、制度開始以来、保険料の引上げ、また自己負担割合の増加は年金生活を主とする後期高齢者にとって極めて重たいものであります。また、物価高騰が続く中で、この負担増が医療へのアクセスを抑制しかねず、結果として医療費の増大につながりかねないということを深く憂慮するものです。また、制度の仕組み自体が高齢者の個人負担に依存しているため、長生きをすれば長生きをするほど負担が重くなる仕組みとなっております。

このような高齢者にとって厳しく冷たい制度は、廃止するべきであるということを訴えまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（黒川 悟）

次に、原案に賛成者の発言を許します。２番、安川議員。

○議員（２番 安川禎幸）

２番、安川禎幸です。

この後期高齢者制度ができたいきさつから話しますと、もともと老人保険制度という制度がございまして、これは単なる財源調整の制度、各保険者間で調整して老人の医療費を賄っていたところ、毎年高騰していく医療費が払えなくなってしまったということで、高齢者の方には

負担をいただくということでできた制度です。

今、年間の医療費が40兆円を超えております。このままいったら財政破綻しかねないという中で、世界に冠たるこの国民皆保険制度、これはどこの国でもある制度ではございません。先進国でも日本だけという制度でございます。

これを維持するためには、必要な制度というふうに考えますといった理由で、賛成とさせていただきます。

○議長（黒川 悟）

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

これで討論を終わります。

これから、議案第19号 令和8年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和8年度宇美町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番、鳴海議員。

○議員（8番 鳴海圭矢）

私は本案に反対の立場から討論をいたします。

今回、新たに子ども・子育て支援制度というものが創設されましたけれども、子育て支援というのは私は本来は税金で賄うべきだというふうに考えております。これを医療保険制度に上乗せすること自体が、制度の趣旨を逸脱しているというふうに考えております。

国保の加入者というものは、主に自営業者や年金生活者などで、年収100万から300万の世帯が最も多いと、要するに所得が余り多くない人が圧倒的多数を占めているわけですね。そこに一律的に支援金を上乗せをするということは、結果として生活困窮者への負担増となり、大変不公平な事態になると考えます。また、子育て世帯への支援としての合理性を欠いているという

ふうには思います。

この国保に加入している世帯の中には子育て世帯も含まれており、自らが負担しながら自ら支援を受ける形となって、制度設計として適切とはいえないというふうを考えております。少子化対策は喫緊の課題であって、それを否定するつもりは全くありません。しかし、少子化対策の財源の在り方というのは、公平であるべきであると。

国民健康保険への上乗せは、制度のゆがみを増大するものであり、決して容認することはできませんということで、以上をもちまして、私の反対討論といたします。

○議長（黒川 悟）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

2番、安川です。

やはり国民人口の減少というのは、日本という国のこれからの最大の課題であるというふうに思います。これをいい方向に持っていくのに、やはり子育て施策に力を入れるというのは当然のことかなというふうに思います。その中にでも、全国民から負担をいただくということで、保険から負担するというのは私は妥当じゃないかなというふうに思います。

それと、今回、税率が改正されましたけど、関係課あるいは関係者の方の知恵を出し合った結果、負担は減少していると、トータルでいえば負担は減少していると、基金を流用して負担は増えないというふうになっているということもございます。

よりまして、本案は賛成とさせていただきます。

○議長（黒川 悟）

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

これで討論を終わります。

これから、議案第20号 令和8年度宇美町国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和8年度宇美町上水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

これで討論を終わります。

これから、議案第21号 令和8年度宇美町上水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和8年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号 令和8年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和8年度宇美町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第23号 令和8年度宇美町一般会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

追加日程第一．議案第24号

○議長（黒川 悟）

追加日程第一、議案第24号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。添田都市整備課長。

○都市整備課長（添田勝春）

それでは、議案第24号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について説明をさせていただきます。

議案第24号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について。

令和7年3月6日付け議案第7号をもって議決されました令和5から7年度町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

令和8年3月16日提出。宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、令和5から7年度町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事を施工中のところ、吹付のり砕工の増工等に伴い、工事請負契約の額4億2,708万1,600円を818万8,400円増額し、4億3,527万円に改める内容を一部変更する必要が生じたため、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の2ページ、参考資料1を御参照願います。

議案第24号の概要を掲載しております。

増額の主な要因としまして、のり砕300掛け300の起点側擦り付け部の面積増、維持管理用門扉等の追加及び単価及び資材等の変更によるものが主な要因となっております。

それでは、1、変更の概要になります。請負契約額変更前が4億2,708万1,600円、変更後が4億3,527万円、増減818万8,400円の増額でございます。

次に、工種変更の理由。増減の順に読み上げさせていただきます。

①吹付のり砕工がのり砕300掛け300の起点側擦り付け部の面積増で、414万7,000円の増。

②安全施設工は、維持管理用門扉等の追加で、173万3,000円の増。

③その他は、単価及び資材費の変更等によるもので、230万8,400円の増となります。

2、工期でございますが、令和6年1月19日から令和8年3月30日の802日間でございます。

3、工事請負人の住所または所在地でございます。福岡県福岡市博多区東比恵三丁目16番14号、氏名または名所は、飯田建設株式会社、代表者資格氏名は記載のとおりでございます。

議案書3ページ、資料2をお願いいたします。

資料右側下段に、変更の主な内容を表にまとめております。

主な変更でございますが、①のり枠300掛け300の追加は、資料左側中段に水色で着色している部分になります。起点側擦り付け部の面積60平米は、災害査定時に大型土壌で養生をしていた部分を撤去した際、擦り付け部にのり面保護が必要と判明したためのり枠を追加したものでございます。

次に、②の門扉等の追加でございますが、平面図下段の左側と中央付近及び上段やや中央寄りの赤色で示しております3か所に門扉を設置いたしております。被災前はのり面小段に歩道を整備して通路として利用しておりましたが、今回ののり枠工事によって通路の復旧が物理的に不可能となりました。現状は、現存する階段及び小段通路は、のり面管理用通路として利用することとし、一般の方が誤って侵入しないよう門扉を設置し、施錠することとしております。

③その他につきましては、労務費や土木資材等の上昇に伴う変更となっております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

追加日程第二. 議案第25号

○議長（黒川 悟）

追加日程第二、議案第25号 業務委託契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

議案第25号 業務委託契約の締結について。宇美町立小・中学校3校校舎照明設備LED化事業について、次のように業務委託契約を締結するものとする。

令和8年3月16日提出。宇美町長安川茂伸。

1、業務箇所、福岡県糟屋郡宇美町原田三丁目1番1号地内、外2か所。

2、請負契約額6,424万円。

3、契約の相手方、住所または所在地、福岡県糟屋郡宇美町桜原三丁目1番1号。氏名または名称、株式会社イチデン粕屋営業所。代表者資格氏名、所長、小林弘和。

提案理由ですが、宇美町立小・中学校3校校舎照明設備LED化事業を施行するため、令和8年2月12日に公募型プロポーザル方式による随意契約を執行し、契約の相手方を定めたが、その者と業務委託契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2ページ参考資料を御覧ください。

1の業務概要ですが、宇美町立原田小学校が交換予定台数578台、宇美町立桜原小学校が交換予定台数467台、宇美町立宇美東中学校が交換予定台数542台となっており、本設備の設置に係る計画、施工、施工管理、既設照明器具の撤去、リサイクル廃棄処分、維持管理となっております。

2の提案上限価格は6,960万円。

3、契約の期間につきましては、契約の効力の発生の日から令和9年2月26日までを予定しております。

4の提案事業者は、2業者となっており、優先交渉権者となりました株式会社イチデン粕屋営業所と3月4日に仮契約を行っているところでございます。

5の業務委託契約内訳ですが、調査・設計費として386万8,000円、工事費として5,362万1,000円、工事費の内訳としては原田小学校が1,972万8,000円、桜原小学校が1,493万9,000円、宇美東中学校が1,895万4,000円、維持管理費が675万1,000円となっております。

業務委託契約ではありますが、工事費が5,000万を超えているため、議案を上程させていただいております。契約締結後は事業者と綿密な協議を行い、また各学校とも丁寧な打ち合わせを実施しながら、特に児童生徒の安全面を考慮して工事を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

契約期間が、令和9年2月26日と非常に長期にわたっています。工事をする時期ですね。いろいろ資材の調達とかいろいろあると思いますけれども、基本的には夏休みであったり、冬休みといった長期休業中に工事を行うのでしょうか。生徒の授業に支障がない範囲でそれは行えるのか、回答をしてください。

○議長（黒川 悟）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

現在、プロポーザルで提案していた内容では、工事の期間は夏休みに3校とも終わるという予定としております。ただ、今、言われたように、器具の調達だったり、あとは学校の都合等もありますので、この期間にもし終わらなければ、また冬休みとかいうことがあり得るということで、一応期間はこの日にちまでを取っておりますが、工事は早く終われば早く終結ということで進めたいと思っています。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号 業務委託契約の締結についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

追加日程第三. 発議第1号

○議長（黒川 悟）

追加日程第三、発議第1号 米国とイスラエルによるイラン攻撃に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鳴海議員。

○議員（８番 鳴海圭矢）

発議第１号 米国とイスラエルによるイラン攻撃に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

令和８年３月２６日。宇美町議会議長黒川悟殿、提出者、宇美町議会議員鳴海圭矢。賛成者、同じく丸山康夫。

意見書を朗読いたしまして、趣旨説明とさせていただきます。

米国とイスラエルによるイラン攻撃に関する意見書ということで、米国とイスラエルは、２月２８日イランへの先制攻撃を開始した。最高指導者ハメネイ師が殺害され、こどもを含む多数の民間人が死傷している。これは武力行使の禁止、主権平等の原則を明記した国連憲章を踏みにじる侵略にほかならない。

イランの核開発問題をめぐっては、米国、イラン両国の高官協議が２月２６日に行われ、オマーンが仲介国となり、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）のラファエル・グロッシ事務局長も参加し、次回の会合も予定されていた。国連のアントニオ・グテーレス事務総長が、この軍事作戦は外交解決の模索の最中に行われ、その努力を無駄にしたと批判したとおり、米国の一方的な攻撃に道理はない。

イラン政府による反体制デモへの武力弾圧が、国際人権法に反する残虐行為として非難されるのは当然であるが、トランプ米大統領がイランの政権を邪悪で過激な独裁と決めつけ、イラン国民に政権を乗っ取れと呼び掛けたことは、全く正当化できない暴挙である。

こうしたことが許されるなら、中東と世界の平和と安定に深刻な打撃をもたらすことは必至である。世界中で、日本国内でも多くの市民が戦争をやめよと声を上げている。

ところが、日本政府は米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃を批判していない。法の支配を重視する立場において、ダブルスタンダードは許されない。

よって、宇美町議会は、日本政府が米国とイスラエルに対し、イランに対する無法な軍事攻撃を直ちに中止し、交渉による解決に立ち戻るよう求められることを強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

なお、採択されましたら、意見書を内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、外務大臣、防衛大臣に提出予定です。

以上、朗読終わりました、説明としては以上のとおりなんですけれども、１つちょっと補足をさせていただきます。

今、説明したとおり、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃中止を求める意見書や議決書、今、日本全国の地方議会でこの審議が相次いでおりまして、例えば、岩手県議会では２３日の最

終本会議で、イラン攻撃を速やかに中止し、平和的解決を迫る意見書を賛成多数で可決しております。

24日に開かれた京都市議会本会議でも、イランをめぐる軍事行動の即時停止と平和的解決を求める決議を、全会一致で可決しております。ほかにも、埼玉県上尾市議会、ほかに上里町議会、三芳町議会が決議、それぞれ全会一致で可決したということで、新聞赤旗の3月25日の日刊誌で報じられております。

また、ほかにも長野県で19日までに松本市、安曇野市、小諸市、こういった議会で意見書が決議は可決されたと。茨城県、愛媛県、そういった大阪府摂津市議会が全会一致で決議を、九州沖縄でいくと那覇市議会が17日攻撃の即時中止、平和的解決を求める意見書と決議を全会一致で可決したということで、今、日本各地でこういった意見書や決議が採択されておりますので、ぜひこの本町宇美町議会でもこの流れに乗って、この意見書を御審議の上、賛同いただきたいとお願い申し上げまして、趣旨説明を終わります。

以上です。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。1番、小林議員。

○議員（1番 小林孝昭）

1番、小林です。

米国とイスラエルに対し、イランに対する無法な軍事行為を直ちに中止しと書いてあるんですけど、これ双方に武力行為というか、戦争自体を止めましょうということを表記することは考えられなかったんでしょうか。

○議長（黒川 悟）

鳴海議員。

○議員（8番 鳴海圭矢）

もちろんイランに全く問題がないかというのと、私はイランの国の在り方というのもちょっといろいろ言いたいことはあります、確かに。しかし、今回はアメリカとイスラエルが先に仕掛けているわけですから、やはりイランがそれに対して砲空攻撃するということは、それも私はよくないなと思うけれども、さきに攻撃したのはどっちなのかということを考えると、やはり順番としてね、順番としてはやっぱりアメリカとイスラエルに対して、まずは直ちにやめなさいというのが私は筋ではないかなというふうに考えました。

以上です。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。鳴海議員、議席にお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

3番、丸山康夫です。

私は、この意見書に賛成の立場から討論を行います。

私もイラン情勢のニュース、本当に注目して動向を毎日見ております。先日のニュースを見ても、停戦に向けての交渉が少しでも進んでいるのかなと本当に注視して見てましたけれども、ほとんど進んでいないようです。ガソリン価格も急激に上昇していますし、政府による補助金も出て若干下がりはしましたけれども、このまま上昇していくと、約1兆円の予算も6月までには底をついてしまいます。また、石油製品の製造業も既に生産調整を開始するなど、日本経済への影響も計り知れない状況に陥っております。

また、今回の戦争は国際法違反の先制攻撃であり、このアメリカ合衆国とイスラエルの蛮行に対してそれを要求することは、将来の国際秩序を維持していく上でもやってはいけないことであると私は考えています。

歴代の政府、日本政府の取組を見ましても、イランとは長年にわたって良好な関係を築いており、これまでの原油の安定供給これができていたのも、こういった歴代の政府がしっかり努力をしてきたからこそ、ホルムズ海峡を通過してくる原油が90%を占めるといった安定供給につながっていたんだと思っております。

さらに、先ほども意見書の中でも述べられましたが、今回の戦争で多くの子どもたちを含む一般市民が犠牲になっております。たくさんの方が死んでいます。今こそ世界の平和をリードすべき日本政府が果たす役割は、大変大きくなっていると思います。

今だからこそ地方議会からの声、これは戦争の終結に向けて、日本政府が対話による積極的な動きを行ってくれとの町民の皆様の切実な願いであると思っています。まさに、今、宇美町議会が動かなくていつ動くのと問われていることじゃないかなと思っています。

ぜひ、宇美町議会の皆さん、この意見書の提出に御賛同いただきまして、町民の切なる願いを国政に届けようではありませんか。ぜひ、これを持ちまして、私の賛成討論といたします。

○議長（黒川 悟）

次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

これで討論を終わります。

これから、発議第1号 米国とイスラエルによるイラン攻撃に関する意見書の提出についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決されました意見書を地方自治法第99条の規定により、提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

したがって、意見書を地方自治法第99条の規定により提出することに決定しました。

追加日程第四. 閉会中の継続審査又は調査について

○議長（黒川 悟）

追加日程第四、閉会中の継続審査又は調査についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務について会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

したがって、本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任することに決定しました。

○議長（黒川 悟）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和8年3月宇美町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時57分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月12日

臨時議長 白水 英至

議 長 黒川 悟

副 議 長 高橋 紳章

署名議員 安川 禎幸

署名議員 小林 孝昭